

第76号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成19年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和33年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1万2,000円」を「1万3,000円」に、「3万3,000円」を「3万4,000円」に、「6万4,000円」を「6万5,000円」に、

「		「			
	12万9,000円		13万3,000円		
	19万5,000円	を	20万円		に、
	25万5,000円		26万1,000円		
」		」		」	

「33万円」を「33万7,000円」に、「45万円」を「46万円」に、「1万9,000円」を「2万円」に、「4万5,000円」を「4万6,000円」に、「9万7,000円」を「10万円」に、「18万円」を「18万5,000円」に、「30万円」を「30万7,000円」に、「40万5,000円」を「41万5,000円」に、「51万円」を「52万1,000円」に、「72万円」を「73万7,000円」に、

「		「			
	12万9,000円		13万1,000円		
	19万5,000円	を	19万9,000円		に、
	28万5,000円		29万2,000円		
」		」		」	

「33万9,000円」を「34万8,000円」に、「51万3,000円」を「52万5,000円」に、「58万5,000円」を「59万9,000円」に、「73万円」を「74万6,000円」に、「98万2,000円」を「100万4,000円」に改め、同表3の項中「98万2,000円」を「100万4,000円」に改め、同表60の項中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同表61の項中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同表71の項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同表中159の項を160の項とし、72の項から158の項までを1項ずつ繰り下げ、71の項の次に次の1項を加える。

72 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	9,700円	承認申請のとき
---	-------------------------	-------	--------	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市計画法に基づく開発行為等許可申請手数料を改定するとともに、租税特別措置法の改正に伴う規定整備並びに温泉法の改正に伴う事務手数料の新設及び規定整備を行う必要があるので、この条例案を提出いたします。